高知大学地域協働学部入学・卒業判定等に関する委員会規則

（平成 27 年３月 25 日
規　則　第 147 号）

最終改正　令和７年２月 21 日規則第 65 号

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学地域協働学部教授会規則第９条第１項の規定に基づき設置する高知大学地域協働学部入学・卒業判定等に関する委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第２項の規定に基づき必要な事項を定める。

（組織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学部長

(2)　地域協働学部の基幹教員から選出された者　６人

２　前項第２号に掲げる委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

（任期）

第３条　前条第１項第２号の委員の任期は、４月１日から翌年の３月 31 日までの１年間とする。

（招集及び議長）

第４条　委員会は、学部長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学部長の指名する者がこれを代行する。

（審議事項）

第５条　委員会は、次の事項を審議し、地域協働学部教授会に報告する。

(1)　学生の入学判定

(2)　編入学判定

(3)　再入学の判定

(4)　留学生等特別聴講学生の受入れ

(5)　転学部の判定

(6)　成績優秀者の認定

(7)　卒業判定

（議題の通知及び議案の提出）

第６条　委員会の議題は、学部長が開会前にこれを通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、議題の通知を省略することができる。

（成立及び議決）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第８条　委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

附　則

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月21日規則第65号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。